

「当座勘定規定」および「普通貯金規定」の一部改定について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として「当座勘定規定」および「普通貯金規定」の一部改定を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

郵便為替証書（振替払出証書・定額小為替証書）および株式配当金領収証の窓口受付の終了に伴い規程から該当文言を削除

2. 新旧対照表

改正後	現行
<p>【当座勘定規定】</p> <p>1（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>	<p>【当座勘定規定】</p> <p>1（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、<u>郵便為替証書</u>、<u>配当金領収証（削除）</u>その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>
<p>【普通貯金規定】</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。</p>	<p>【普通貯金規定】</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証（削除）</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。</p>

3. 改定日

2026年10月1日

以上